

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京都立広尾看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門	看護	夜・通信	新カリキュラム 90単位	9単位	
			旧カリキュラム 78単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/curriculum/kyouikukatei_past.files/syllabus01_2.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	東京都立広尾看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校が行った「自己評価」結果、施設確認、教職員との意見交換、改善方策や取組状況を総合的に評価する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
都立病院副院長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務副院長
都立病院事務局長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務事務局長
都立病院看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務看護部長
民間病院病院長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務病院長
民間病院事務部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務事務部長
民間病院看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務看護部長
元都立看護専門学校 校長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	看護教育に関する有識者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京都立広尾看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>◆授業計画書の作成及び公表 前年8月頃 : 職員による会議を開催 看護学担当で策定した授業計画について、全職員で検討のうえ合意形成を行う。 前年12月頃 : 最終調整の後決定 3月 : 公表</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/curriculum/kyouikukatei.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>◆東京都立看護専門学校学則第11条(修了の認定) 校長は、別表に定める科目を履修し、その試験又はそれに準ずるもの(以下「試験等」という。)に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し、所定の単位を与える。 2 講義及び演習については、授業時間数の三分の一以上を欠席した者は、当該科目について前項に規定する試験等を受けることができない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。 3 臨地実習については、実習時間数の四分の一以上を欠席した者は、当該科目の修了を認定されない。ただし、校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。</p> <p>◆東京都立看護専門学校修了認定等に関する規程準則 上記規程に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に修了の認定(単位授与)を実施している。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

◆東京都立看護専門学校修了認定等に関する規程準則

第3条 修了認定条項に規定する試験等は、筆記、レポート、口述、実技、その他の方法で実施する。ただし、臨地実習については、実習評価表に基づき評価する。

第4条 試験等は、原則として、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 合格者の成績の評価は、S、A、B、Cの4段階とし、試験等の成績の90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとする。

3 点数評価しない試験は、修了又は未修了とする。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/curriculum/seisekihyouka.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、ホームページで公表している。

◆本校のディプロマ・ポリシー

都立看護専門学校で育てたい「感じ取る力」「考え構成する力」「表現（具現化）する力」「成長する力」の4つの力を発展させて看護実践能力を身につけることを重視し、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、専門士を授与する。

<感じ取る力>

- ① 多様な文化・価値観を持ったあるがままの人間を個人として受け止め、尊重できる。
- ② 対象及び対象をとりまく人々との関係の中で、思いや希望、心身の変化に気付くことができる。
- ③ 命を尊び、人の生死に対し真摯に向き合うことができる。
- ④ 対象の尊厳と権利を守るための倫理的な課題に気づくことができる。
- ⑤ 社会の変化や保健医療福祉の動向に関心を持ち、医療や看護へのニーズに気づくことができる。

<考え構成する力>

- ① 対象の反応の意味を多角的に分析・解釈し、看護の必要性を考えられる。
- ② その人らしい生活を支えるために必要な看護援助を、根拠に基づき考え組み立てることができる。
- ③ 実践した看護を振り返り、より良い看護を考えることができる。

<表現（具現化）する力>

- ① 対象を気遣いながら、より良い関係を築いていくことができる。
- ② 対象の思いを受け止め、必要な情報を提供し、自ら意思決定ができるように支援できる。
- ③ 切れ目のない医療の実現に向け、チーム医療の中で看護の視点から情報を発信できる。
- ④ その人らしく生きるために、対象のもてる力を活かしながら、安全で安楽な看護が実践できる。

<成長する力>

- ① より良い看護をしたいという思いを持ち、学び続ける。
- ② 自己の課題に気づき、解決に向けた努力ができる。
- ③ 仲間と共に、学び支え合い、互いに高めていくことができる。
- ④ 様々な状況に柔軟で粘り強く対応できる。
- ⑤ 専門職業人としての誇りと自覚を持つ。

◆東京都立看護専門学校学則（昭和46年3月31日規則第73号）

第十三条 校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者に対して卒業の認定を行い、卒業証書（別記第四号様式）を授与する。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/curriculum/seisekihyouka.html>
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/gakkou2/b0306020200714155918590.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京都立広尾看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門	看護（単位制）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	新カリキュラム 106 旧カリキュラム 97 単位時間/単位	新カリキュラム 83 旧カリキュラム 73 単位時間/単位	新 23 旧 24 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位	
		単位時間/単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		236人	0人	19人	133人	152人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 1のとおり
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 3のとおり
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3 ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要 4のとおり
学修支援等
（概要） 複数担任制、個別指導相談、長期欠席者のフォロー 入学前教育、補講、強化学習指導、チューター制による国家試験対策

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
76人 (100%)	3人 (3.9%)	73人 (96.1%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 都立病院、都内公立病院、大学付属病院、その他の民間病院			
(就職指導内容) 病院説明会・就職ガイダンスの実施、就職個別相談、模擬面接、論文指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
238人	2人	0.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更、健康上の理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学習支援、面接、カウンセリング等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	11,300 円	265,700 円	0 円	入寮者のみ寄宿舎料 15,500 円/月
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
東京都立看護専門学校授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する取扱要綱 納付期限までに納付が困難と認められる者のうち、生活保護受給世帯の者と住民税非課税世帯の者は全額免除、住民税非課税世帯に準じる世帯の者は半額免除、その他要綱に基づき、免除や徴収猶予を行う。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/unei.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 都立看護専門学校における学校評価に関する要綱に基づき学内で行った自己評価結果等を複数の学校関係者が総合的に評価する。 主な項目は、教育課程・教育活動・進路指導・学生支援・管理運営など		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
都立病院副院長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務副院長
都立病院看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務看護部長
都立病院看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務看護部長
民間病院病院長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務病院長
民間病院事務部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務事務部長
民間病院看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習先病院勤務看護部長
元都立看護専門学校校長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	看護教育に関する有識者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/unei.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/hiroo/index.html

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	東京都立広尾看護専門学校
設置者名	東京都知事 小池 百合子

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		17人	14人	31人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	11人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				31人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。